

日本では、和歌山県紀の川市の和歌山電鐵貴志川線貴志駅において 駅長 を務めた 雌 の三毛猫「たま」が有名ですが、米国では「Grumpy Cat」(添付写真：<https://www.npr.org/sections/thetwo-way/2018/01/25/580588088/grumpy-cat-awarded-710-000-in-copyright-infringement-suit/>) が有名です。この「不機嫌な猫」は、例えば、「楽しいことは一度あったが、それはひどいものだった」(I had fun once. It was awful.) とのフレーズと共に、カレンダーから書籍に至るまで幅広く登場し、シリアルやキャットフードの宣伝等にも「報道猫」(spokescat)として登場しています。「不機嫌な猫」が有名になったので飼主(Bundesen)はレッドロブスターでのウェイトレスの仕事を辞め、会社(Grumpy Cat Limited)を立ち上げ最初の1、2年で約1億円から100億円を掻き集めたと言われていいます。

「不機嫌な猫」の著名性に目を付けた飲料会社(Grenade)は2013年にGrumpy Cat Limitedとアイスコーヒー「Grumpy Cat Grumppuccino」を販売する業務提携、ライセンス契約を結びます。しかし、Grenadeは2015年にライセンス契約には含まれていない「Grumpy Cat Roasted Coffee」(coffee grounds)を販売し、更に、Grenadeは無許可でGrumppuccinoのTシャツも販売し、まさに「不機嫌」になったGrumpy Cat Limitedは、Grenadeを著作権侵害、商標侵害でサンタアナの裁判所に提訴しました。

8名の陪審員はGrumpy Cat Limitedに著作権侵害、商標侵害による損害額として約7800万円の損害賠償を認めました。Grenadeは反訴として、Grumpy Cat Limitedはアイスコーヒーの販促を十分に行わなかったから契約違反であり、約19億円の逸失利益を主張しました。例えば、Grumpy Catがソーシャルメディアでアイスコーヒーについて言及したのはたったの17回で、また、フォックスニュースのショーの「Fox and Friends」でその猫を抱いていた人は、「気をつけろ、スターバックス。この猫が来るぞ」(Watch out Starbucks. The cat's coming for it.)と言うはずであったが言わなかったと主張しました。しかし陪審員の考えを変えることはできませんでした。なお、Grumpy Cat Limitedは契約違反でもGrenadeを訴えていましたが、陪審員が決定した損害賠償額は僅か約110円(1ドル)でした。著作権侵害、商標侵害による損害額として約7800万円の損害賠償を認めると対象的です。知的財産権がいかに有効か分かります。

なお、「不機嫌な猫」の本名はTardar Sauceで、裁判所の公判では短い時間でしたが法廷に姿を見せたようです。

因みに、日本の「たま」は「駅長たま」(文字商標)で商標登録されていますが(登録番号5156791、5981642)、指定商品は、文具、被服、玩具、茶、シュウマイ、乳製品、ゲームプログラム、スマートフォン、貴金属、かばん、化粧用具等、広範に渡っていますが、「コーヒー」は明記されていないようです。

(上記は一般論又は個人的見解で、個々のケースでの法律アドバイスを目的としたものではありません。)

